

アクティビティノート <第 259 号>

2018年8月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2018年8月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~11
2. ちょっと注目
『製品表示を見るポイント』 ……p.12~14
3. コラム
『おいしい水』 ……p.15~16

TOPICS



製品表示を見るポイント

細かい字でギッシリ書かれていたりして読みにくいこともある製品表示。でも、ポイントさえ掴んでおけば、安全に係る情報を見落とすことはありません。



おいしい水

夏の暑い日に冷たい水を飲むと、思わず「ああ、美味しい」とホッとします。今月は、おいしい水が満たすべき要件についてお教えします。

1. 相談業務

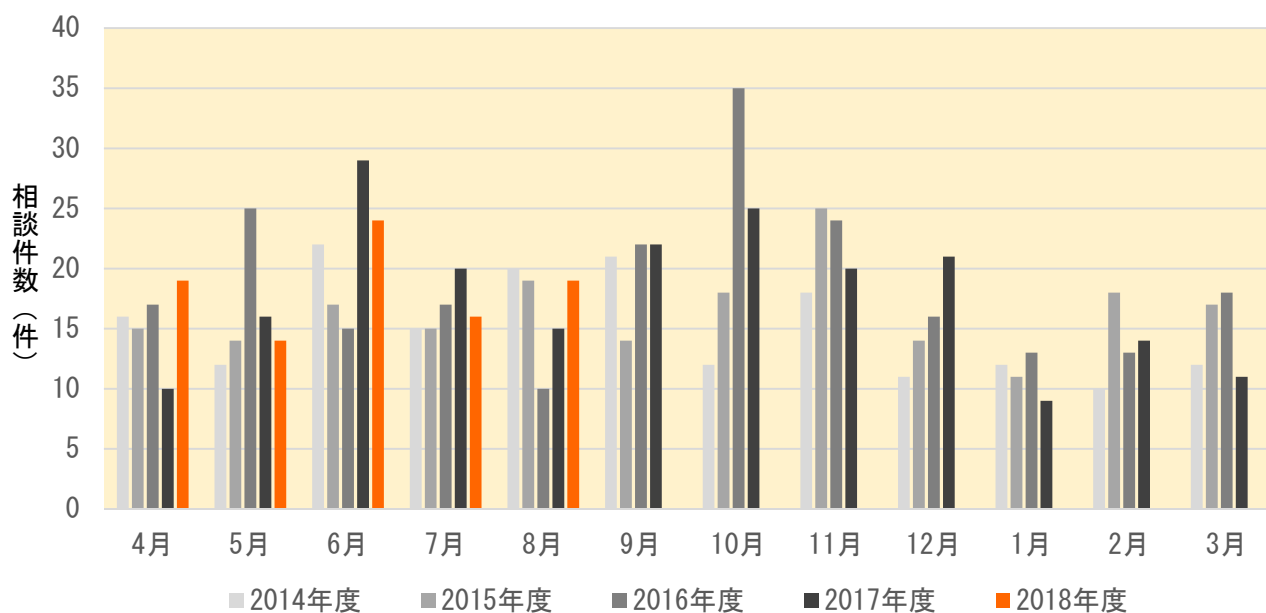
1. 1 相談受付件数

2018 年 8 月度相談受付件数 (7/26~8/24 実働:22 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	7	3	0	2	0	12	63%
消費生活 C・ 行政	2	1	0	4	0	7	37%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	0	0	0	0%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	9	4	0	6	0	19	
構成比	47%	21%	0%	32%	0%		100%

相談内容区分 (改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2014~2018年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感ずる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <塩素系カビ取り剤の表示がわかり難い> 「3週間前、塩素系カビ取り剤を和室の木製の敷居と柱に、かなり多量に使用した。使用後、ニオイが取れないので製造メーカーに連絡したところ、当該製品は浴室用であり、水洗いできないところには使用できないと言われた。また、ニオイを消すには、よく水拭きをして換気をするしかないとの説明であった。当該製品を見直してみると、確かに表示されていたが、文字が小さくて読み難い。これでは見落としでも仕方ないと思う。表示のあり方について問題提起をしたいが、どこに申し出たら良いだろうか」という相談を70代の男性から受けている。表示についての規制はどうなっているのか。〈消費生活C〉

⇒当該製品の表示は、用途が「浴室内のカビ汚れ」となっており、使えないものとして木製品と記載があります。塩素系カビ取り剤は家庭用品品質表示法の規制を受けており、「まぜるな危険」などの表示が義務付けられています。また、業界自主基準でも、更に細かく表示内容が規定されており (http://www.senjozai.jp/05_shiryo.html)、表示すべき項目の多い製品です。正しく安全に使用するために重要な事柄については図記号を使うなどして、工夫されていますが、すべてを分かり易くというのは難しい点もあるようです。個別製品の表示についてのご意見ということならば、製造メーカーに申し出るとよいでしょう。また、法規制に関連してということならば、家庭用品品質表示法を所管している消費者庁に申し出てはいかがでしょうか。

- ◆ <ふっ素樹脂加工フライパンの加工表面の不具合> 2ヶ月前、〇〇社のふっ素樹脂加工フライパンを大手総合スーパー△△で購入した。初回の使用で、弱火で味噌汁を作ったところ、鍋底のふっ素樹脂加工表面が、ブツブツと浮いたようになってしまった。直ぐに、△△に申し出て、新しい製品に交換して貰った。その後、不具合が起きた理由が気になり、再度問い合わせたところ、△△は製造元の〇〇社に原因調査を依頼しておらず、当該製品も既に廃棄してしまったため、不具合の原因は分からないとの回答であった。そこで、〇〇社に問い合わせると、当該製品が確認できないので分からないと言われた。△△も〇〇社も、安全性に問題はないと言っているが、不具合の原因が分からないのでスッキリしない。安全性は本当に大丈夫か、また、不具合の原因としてどのようなことが考えられるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒本件は製品の品質上の問題であり、当センターでは、不具合の原因は分かりかねます。当該

製品は廃棄されてしまっていることから、直接調査することは出来ませんが、類似の事例がないか、〇〇社にお尋ねになってみていかがでしょうか。一般に、フライパンの表面加工に使われるふっ素樹脂は耐熱性が高く、熱分解が始まるのは約 360℃を超えたあたりと言われています。熱分解により生成した蒸気は有害ですが、お伺いしたような通常の料理では、そこまで高温になることはなく、安全性を懸念する必要はないと思われま

- ◆ <樹脂製電気ケトルのニオイ> 1年前に購入した樹脂製電気ケトルのニオイが取れない。この電気ケトルはボディが樹脂製で輸入品。製造メーカーに問い合わせたところ、使われている樹脂はポリプロピレンで、ニオイはポリプロピレンの基材臭。日本の規格に適合しているので安全性は問題ないとのことであった。ニオイを取る方法を教えてもらい試したが取れず、ニオイの原因物質が何であるか尋ねたが、教えられないとのことであった。考えられる原因物質は何だろうか。化学製品PL相談センターは消費者庁から紹介された。(高齢の男性) <消費者>

⇒ポリプロピレンは食品用の容器などにも広く使われている汎用のプラスチックです。ポリプロピレンの基材臭はポリプロピレンそのもののニオイではなく、製造時に添加されている安定化剤などに由来するものと思われま

- ◆ <ゴム手袋で手のひらがベトベト> 洗濯中に、洗濯機のくず取りネットが外れたので、右手に百貨で買った天然ゴム製の手袋をはめて、洗濯液に手を入れて、くず取りネットをはめ直した。その後、ゴム手袋に付いた洗剤を水道で洗い流し、ゴム手袋をはずすと、手のひらが、油が付いたようにベトベトする。ゴム手袋をはめてなかった左手も同じようにベトベトする。石けんで数回洗ったが、まだ何か残っているように感じる。ゴム手袋の販売元に問い合わせたが、その様な事例は聞いたことがない。しかし、製品には安全性が問題になるようなものは使われていないので大丈夫と言われた。本当に大丈夫だろうか。また、何が付いたのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒お伺いした内容で、原因を推定するのは困難です。両手に違和感があるとのことですが、痛みやかゆみはなく、手あれやカブレなどの皮膚障害も出ていないとのことですので、しばらく様子を見てはいかがでしょうか。今後、皮膚障害等の兆候が出るようでしたら、皮膚科を受診することをお勧めします。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <エアコン洗浄後にお酢のようなニオイ> 「購入3年目のエアコン2台を1年前にハウスクリーニング業者に依頼してエアコン洗浄をしてもらった。洗浄後、このうち1台を使用すると、お酢のようなニオイがするようになっていた。1ヶ月前に、同じ業者に依頼して、再度、2台の

エアコンの洗浄をして貰ったところ、今度は2台ともお酢のようなニオイがするようになってしまった。使用した洗浄剤はアルカリ性のものと中性のもの2種類。業者に連絡をしたが、「対応が悪く不満」との相談を60代後半の女性から受けている。エアコン洗浄でお酢のようなニオイがすることはあるのか。消費生活センターから業者に対応を依頼したところ、再洗浄するとの申し出があった。〈消費生活C〉

⇒原因調査をした訳ではありませんので、ハッキリしたことは申せませんが、お伺いした情報から、エアコン洗浄剤が原因でお酢のようなニオイがするとは考え難いと思われます。家電メーカーのホームページ情報を見ると、エアコンから発生するニオイの原因としては、室内のホコリや様々な生活臭の蓄積、またエアコン内のカビの発生など、複数の要因が考えられるようです。エアコン洗浄はこれらの要因を取り去るために行なうものですが、洗浄が不十分であった場合、汚れやカビが残留し、ニオイの質が変わって感じられるのではないのでしょうか。エアコン洗浄業者は再洗浄を行なうと言っているとのことですので、申し出を受けてみるように勧められてはいかがでしょうか。(その後、消費生活Cより相談者に再洗浄を勧めるも、相談者は業者の対応に不信感を抱いており、2台とも買い替えるつもりとのこと)

- ◆ 〈据置タイプの二酸化塩素空間除菌剤で体調不良〉 「二酸化塩素を放散させて室内の空間除菌をする、据置タイプの除菌剤を使用。この製品は使用開始時に、液体の入った本体容器に、粉末の薬剤を入れて使用するもので、キャップに開放口があり、締め具合で二酸化塩素の放散を調整する。使用を開始して3、4時間後に頭痛、めまい、吐き気がして救急車を呼んだ。救急措置をして症状は軽減されたが、体調不良は継続しており、複数の病院を受診し治療を継続している。製造メーカーに申し出たところ、同製品での体調不良の申し出はこれまでに十数件あるがいずれも一過性であり、今回のように体調不良が継続することは考え難いと言われた。現在、仕事を休職し、田舎の実家に帰っており、回復してきているが、未だ完全には直っていない」との相談を一人暮らしの若い女性から受けている。既に、消費者庁、製品評価技術基盤機構(NITE)には口頭で報告済みであり、これから文書で報告する予定である。本件に関連して何か情報は持っていないか。〈消費生活C〉

⇒二酸化塩素空間除菌剤については、2010年11月に国民生活センターが「二酸化塩素による除菌をうたった商品～部屋等で使う据置タイプについて」と題した報道発表をしています(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101111_1.pdf)。それによると、二酸化塩素空間除菌剤には、販売時からゲル状のもの(ゲルタイプ)、使用開始時に液体に粉末剤を入れたゲルを生成させるもの(ゲル生成タイプ)、使用開始時に容器に水道水と錠剤を入れて使用するもの(錠剤タイプ)の3種類があります。二酸化塩素は塩素様の刺激臭のある気体で、気道、皮膚、眼への刺激があり、吸入による急性毒性が認められ、ACGIH(アメリカ合衆国産業衛生専門官会議)が定めた作業環境基準のTWA(毎日繰り返しばく露しても悪影響の見られない濃度値)は0.1ppm、STEL(短時間ばく露限界値)は0.3ppmとされています。当該製品タイプのゲル生成タイプは使用開始当初に二酸化塩素の放散速度が大きくなるものがあり、STELである0.3ppmを超えるケースもあったことが報告されています。ただし、国民生活センターの報告は8年前のものであり、製品も変わっていますので、同様のことが言えるか否かは何とも言えません。相談者には、治療を継続して完治して

もらうのが大事ですが、同時に、医師に原因についての見解を求めて因果関係を明確化しておくとい良いでしょう。また、消費者庁と、製品評価技術基盤機構に文書で報告予定とのことですが、今回の事故を機会に、製品調査を依頼されてはいかがでしょうか。

- ◆ <瞬間接着剤が飛び散り目に入った> 7月末に、百貨で買ったネイル用の瞬間接着剤を使用した際、内容液が四方に飛び散り、両目に入ってしまった。目を開けていられないほどの痛みがあり、すぐに救急で眼科を受診し、処置をしてもらった。後日、別の眼科を受診したところ、角膜びらんと診断。事故があったのは7月末であり、現在は、片方の目は回復したが、もう一方は若干視力が落ちたままである。当該瞬間接着剤は事故前に数回使用しており、その時は何とも無かった。製造メーカーに申し出たところ、担当者が訪問してきて、原因調査のため当該製品を持ち帰った。後日、報告があり、製品には異常はなく、事故の原因はわからない。治療費は支払うとのことであった。原因不明であること、また、提示された補償が、4日も仕事を休んでいるのに治療費だけという点も納得いかない。どうしたらいいだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒一般に、瞬間接着剤に使われているのはシアノアクリレート系の接着成分です。製品の内容液は粘性が低く流動性の高い液体ですが、使用時に空気中や被接着面の微量な水分と反応して、急速に樹脂化して固まる性質があります。何回か使用後に起こった事故とのことですので、容器先端の突出口で接着剤が固まり詰まっていた状態で、強く容器を押したために内容液が勢い良く飛び出した可能性があります。ただし推定の域を出ませんので、最終的には事故時の状況からご自身でご判断ください。PL法で製造物責任を問うには、使用者自らが製品の欠陥を証明する必要があります。上記のような事故とすると、製品設計上の欠陥というよりは、指示・警告上の欠陥、すなわち事故防止のためのどのような注意表示があったかが問題になると思われます。製品の表示をよくご確認になって、ご自身の使用方法に問題が無かったかも含めて吟味し、再度、製造メーカーと交渉されてはいかがでしょうか。第三者機関での斡旋や調停をご希望ならば、当センターでは対応しておりませんので、消費生活センターにご相談ください。

- ◆ <白い布製スニーカーが黄変> 綿素材の白いスニーカーを洗濯用洗剤で洗ったら黄色く変色してしまいました。スニーカーは数回しか履いておらず、それほど汚れていなかった。また、スニーカーに洗濯に関する注意表示はなかった。販売店に申し出たところ、製品の品質に問題はない。洗濯による変色は自己責任になるとの回答。特に間違った扱いはしていないのに納得できない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒原因調査をしていないため、当センターでは、黄変の原因は分かりかねます。スニーカーの製造メーカーの対応に納得がいけないのであれば、どのような調査を行い、何をもって品質上の問題ではないと判断したのか、回答を文書で貰うようにしてもよいかと存じます。また、洗剤メーカーで同様な事例や黄ばみの回復方法についての知見を持っている場合がありますので、消費者相談窓口にお問い合わせみてはいかがでしょうか。

- ◆ <ストームグラスが破損した場合の処置> 新築祝いに頂いたストームグラスを破損して、内

溶液がフローリングの床にこぼれてしまった。水拭きをしたが、フローリングの表面が白く浮き出たようになってしまい、すごいニオイがしている。内溶液の成分は水、エタノール、天然樟脳（しょうのう）、塩化アンモニウム、硝酸カリウムとのことである。製品は中国製だが、インターネット販売専用品のようで、製造元、または販売元メーカーの連絡先は分からない。汚れを除去しニオイを消すにはどうしたらよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ストームグラスとは、複数の化学薬品をアルコールと水に溶かしてガラス管に詰めたもので、溶液や析出した結晶の状態によって天気予報ができ、最近インテリアとして人気のある製品です。化学薬品としては、樟脳、硝酸カリウム、塩化アンモニウムが使われます。こぼれた内溶液中の硝酸カリウムと塩化アンモニウムは水に溶けやすい性質がありますので、水拭きで容易に除去できると思われます。一方、樟脳はクスノキから抽出される白色の固体で、特有のニオイがあり、油溶性で水にはほとんど溶けません。内溶液をこぼした跡が、白く浮き出たようになっていて強いニオイがあるとのことですので、樟脳が残留している可能性があります。樟脳は水には溶けませんが、エタノール（消毒用アルコール）にはよく溶けますので、エタノールで拭き取るようにするとよいでしょう。ただし、エタノールの使用はフローリングの表面を傷めてしまう可能性がありますので、事前に目立たないところで試すようにしてください。尚、作業の際は、マスク、炊事手袋をし、換気をよくして、長時間の作業にならないよう注意してください。エタノールで白い汚れが除去できたとしても、微量の樟脳が残留し、ニオイが残ることがあるかも知れませんが、ニオイは徐々に無くなって来ますので、その間は換気を心掛けてください。

- ◆ 〈シロアリ駆除後に体調不良〉 自宅にシロアリが発生したため、業者にシロアリ駆除を依頼し、3週間ほど前に施工した。その後、喉がやけるような感じで痛く、倦怠感も続いている。病院には行っていないが、換気をして、ここ2、3日は改善している。しかし、寒い季節は換気もできなくなる。高齢の母もいるため健康に影響がないか心配。シロアリ駆除剤の製造メーカーに中和剤がないか尋ねたが無とのこと。シロアリ駆除剤の影響を軽減する方法はないだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当該シロアリ駆除剤に使われている殺虫成分はフェノプロカルブで、カルバミン酸系殺虫剤の一種です。公益社団法人日本しろあり対策協会の認定薬剤であり、効力、安全性などについて、一定の基準を満たしているものとされています。同協会では、シロアリ駆除に関連した様々なトラブルについての消費者相談を受け付けていますので、駆除剤の影響の軽減方法について相談してみてもいいでしょうか。また、体調不良が継続するようでしたら、一度、医療機関を受診することをお勧めします。

- ◆ 〈充電中のモバイルバッテリーから発火しニオイが消えない〉 息子がモバイルバッテリーを充電していたところ、突然、発火しフローリングの床が15cm×8cmくらい焦げた。慌ててモバイルバッテリーをベランダに放り出し水をかけて消火した。このモバイルバッテリーはインターネット通販で2年前に購入したもの。発火時の詳細な状況は本人（息子）でないので

良くわからない。発生から 5 日経っても甘いニオイがし消臭剤をスプレーしても消えない。何か有害な物質が出ているのではと心配。このニオイの成分は有害ではないか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒モバイルバッテリーなどに使われているのは、リチウムイオン電池と呼ばれる二次電池（繰り返し充電できる電池）で、電解液に可燃性の有機溶剤が使われており、電解液の種類によっては、果実臭や芳香臭のするものがあります。甘いニオイとの表現から電解液由来のニオイと考えられます。これらの電解液の蒸気を少量吸い込んだとしても、有害性は低く過度に心配される必要はないでしょう。ニオイが消えないのは発火した際にこぼれた液が床に浸み込んでしまっていることが考えられます。完全に除去することは難しいと思われませんが、エタノール（消毒用アルコール）に溶けますので、焦げた部分をエタノールで拭いてみてはいかがでしょうか。今回の事故の詳細はご本人でないとうからないことですので、本人から直接、消費生活センターと消防署へ詳細を報告されることをお勧めします。

- ◆ <機械油のニオイで気管支ぜんそくを発症> 隣の家が電気関係の仕事をしており、5ヶ月前から、機械油のようなニオイが自宅に流れ込んでくる。このニオイで体調が悪くなり、4ヶ月前に気管支ぜんそくと診断された。隣人に状況を伝え改善を求めたが、そのような製品は使用していないと対応してもらえない。行政の環境政策課にも相談したが、居住地が悪臭防止法による指定地域外のため、行政からの指導は難しいと言われた。このまま、長期に渡りニオイ物質を吸い続けても大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは、民生委員に貰った書籍で知った。(若年の女性) <消費者>

⇒お伺いしたお話からは、原因物質が特定できないため、安全性についてはお答えしかねます。一般に、健康被害の有無は別にして、悪臭のある環境は快適な住環境とは言えません。悪臭防止法の規制地域ではないので指導は難しいとのことですが、近隣トラブルとして、地域の消費生活センターや、弁護士会が運営している紛争解決センター等に相談してみてもいかがでしょうか。

- ◆ <マンションの外壁塗装によると思われる体調不良> 半月前から、頭痛、目やにの症状が続いている。眼科を受診し、ウィルス性の疾患との診断で薬を処方されたが治らない。現在、自宅のあるマンションが大規模修繕期間中で、症状の発症が自宅の玄関周辺の共用部分の塗装が行われた時期と重なることから、シックハウス症候群ではないかと疑っている。そのようなことは考えられるだろうか。また、大規模修繕工事は暫く続くが、どうしたらよいだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。(若い女性) <消費者>

⇒シックハウス症候群とは、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染が原因で、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹などの症状を発症する、居住に由来する様々な健康障害の総称です。一般には、継続的に室内空気汚染のある環境で発症し、そこから遠ざかると症状は軽減したり消えたりします。また、発症は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。大規模修繕に伴う室内空気汚染が継続的に続いているような状況であれば、疑ってみる必要があるでしょう。その場合、自己診断はせずに、必ず専門医を受診するようにしてくだ

さい。施工業者から、使用した基剤（特に揮発性の有機溶剤類）の情報を得たり、室内空気の汚染度を何らかの方法で測定しておくといよいでしょう。室内空気汚染の測定には専門の機材が必要ですが、お住まいの地域の保健所が持っている場合がありますので、相談してみるとよいでしょう。また、まだ工事は続くとのことですので、施工業者に状況を伝え、工事期間中の防御策について相談してみてもいいでしょうか。

◆ 一般相談等

- ◆ <エアコンクリーニングに使われる防カビ剤> 「離れて住んでいる娘の家のエアコンが臭うので、エアコンクリーニングを業者に依頼することを勧めている。エアコンクリーニングの際に使われる防カビ剤の安全性が心配なのだが、避けたほうが良い防カビ剤が分かれば教えて欲しい」という相談を高齢の女性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒エアコンクリーニングに使われる防カビ剤の成分についての情報は持ち合わせておりません。信頼できる業者に依頼し、事前に納得が出来るまで説明を受けてから、作業してもらうようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <脱酸素剤が梅酒に混入> 「6月初めに、自宅で梅酒を漬けた。昨日、漬かり具合を見るために梅酒をかき混ぜた時に、脱酸素剤のパックが混入していることに気付いた。先月、漬けた時に誤って入ってしまったらしい。せっかく漬けた梅酒だが、飲まない方がよいだろうか」という相談を60代の女性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒脱酸素剤は食品ではありませんので、飲食を積極的にお勧めできるものではありません。しかし、混入した脱酸素剤の製造メーカーのホームページを見ると、当該脱酸素剤は特殊処理された鉄粉を主成分とした製品であり、食べ物ではないので食べられないが、誤って食べたり、食物と一緒に煮込んで食べた場合、特に異常がなければ特別な処置は必要ない、との記載があります。製造メーカーに問い合わせて、見解を求められてはいかがでしょうか。

- ◆ <硫酸を含む製品は危険だと言う訪問販売> 「訪問販売で、洗剤やシャンプー、化粧品、歯磨き等を勧められている。販売員は、既存の製品の表示に硫酸と書かれているものは有害性が高い。自社製品は硫酸を使用しておらず安心して使用できる、と言っているが信じてもいいものだろうか」という相談を受けている。硫酸は危険なものなのか。〈消費生活C〉

⇒硫酸は強い酸性の液体で、皮膚や粘膜に対し高い腐食性があります。高濃度の硫酸は毒物および劇物取締法の劇物指定を受けています。しかし、そのままの形で洗剤やシャンプーに使われることはありません。洗剤、シャンプー等の製品表示の中にある硫酸というのは、おそらく「ラウリル硫酸塩」等を指すものと思われます。ラウリル硫酸塩は界面活性剤の一種で、洗浄剤の主基剤や発泡剤として広く使われています。表示中に硫酸の文字が入っているから安全性に問題があるということは有り得ません。また、ラウリル硫酸ナトリウムを使っていないから安全だということもありません。以前、ラウリル硫酸塩は経皮毒であるとして恐怖心をあおって自社製品を勧めるという、経皮毒商法が流行ったことがあり、2008年に経済産業省は、行き過ぎた悪質業者に対し、業務停止命令を出しています

(http://jsda.org/w/02_anzen/senzai_anzensei_02.html)。以上のことを参考に、相談内容をよく吟味して対応されるとよいでしょう。

- ◆ <食品機械用スプレー潤滑剤の安全性> 「5 年ほど前に購入した、食品加工工場などで使われる食品機械用スプレー潤滑剤を家庭用の製麺器に使っている。製品表示には植物油なので無味無臭で安全であるといったことが書かれているのだが、安全性が心配になって製造メーカーに問い合わせた。メーカーからは明確な回答が得られなかったが、こういった製品に規制はないのか」という相談を、男性の消費者から受けている。規制や成分基準といったものはどうなっているのだろうか。〈消費生活 C〉

⇒日本国内で、食品機械用潤滑剤に関する規制・規格はありません。成分規格については、米国にある N F S インターナショナルが認証している規格があり、国内の潤滑剤メーカーの中には、この認証を得た製品を販売しているところがあります。ただし、N F S インターナショナルの成分規格を見ると、ベースオイルはポリ α オレフィン等の合成油や流動パラフィンが指定されており、当該製品はこれら（ポリ α オレフィン等の合成油や流動パラフィン）とは物質が異なる植物油を使用していることから、該当しないものと思われま

- ◆ <カーテンが燃えた時に出る有害ガスについて> 遮光カーテンを購入したが、表面がアクリル樹脂でコーティングされている。燃えた時に有害なガスが出るようなことはないか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) 〈消費者〉

⇒個々の製品の性能・品質や安全性については、製造メーカーにお問合せください。一般に、遮光カーテンはポリエステル繊維製で、遮光性を高めるために、生地裏をアクリル樹脂でコーティングし、繊維の隙間を埋めて光を通さないようにしているものが多いようです。火災の場合、可燃物の材質だけでなく、燃焼温度や周辺の酸素濃度などの燃焼条件により、様々な燃焼ガスが発生し、有害な成分も多く含まれます。人体への影響の大きい代表的な有害ガスとしては、一酸化炭素が挙げられますが、これは有機物ならどのようなものでも発生し得ます。また、カーテンに燃えやすい材質のものが使われていた場合、火が移ると短時間に燃え広がり、被害を拡大する原因となることがあります。このため、難燃化剤で燃え難く加工された防災製品もあります。製品を選ぶ際に参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <授乳期のヘアカラー使用について> 現在、授乳期にあるが、先日、美容室でヘアカラーの施術を受けた。事前にインターネットで調べると、授乳期はヘアカラーの使用を控えるべきとの情報があったので、美容室には授乳期でも影響の無い製品を使って欲しい旨をお願いしていた。しかし、美容室内での連絡ミスでジアミン系染料が配合されたヘアカラーが使われてしまった。このため、有害成分が身体に取り込まれて、母乳に混入し乳児に影響を与えないか心配である。安心したいので、母乳を分析してもらえないだろうか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性) 〈消費者〉

⇒当センターでは、検査・分析は行っておりません。ジアミンは、酸化染毛剤に使われている酸化染料の俗称です。このジアミンは母乳経路で乳児に影響が及ぶようなことはありません。酸化染料は染毛力に優れていますが、アレルギー性接触皮膚炎の原因となることがあります。このため、毎回、施術の前にパッチテストを行ない、アレルギー反応が出ないことを

確認してから使用する必要があります。また、アレルギー反応が出なくても、接触皮膚炎（いわゆるカブレ）を起こすことがあります。日本ヘアカラー工業会では、頭皮や皮膚が過敏な状態になっている人は使用を控えるよう情報を出しています。妊娠期はホルモンバランスが変化し、皮膚が過敏になるため、ヘアカラーは控えるべきと言われています。産後も、すぐには身体が回復しないことから、ヘアカラーの施術は体調を確認しながら慎重にされたほうがよいでしょう。いずれも、カブレなどの皮膚トラブルを防ぐためです。既に問題なく施術は終わっていますので、過度に心配する必要はないでしょう。



製品表示を見るポイント

当センターに寄せられる製品事故に関する相談の中には、製品に書いてある注意表示を守っていれば防げたものが数多くあります。

【例 1】塩素系のトイレ用洗浄剤と酸性タイプのトイレ用洗浄剤を一緒に使ってしまった、発生した塩素ガスを少量吸ってしまったようだ、咳が止まらず喉も痛い。どうしたら良いだろうか？



【例 2】靴用の防水スプレーを玄関先で使い、噴射した霧を吸ってしまった。咳が出て、息苦しい感じがする。

例 1 の塩素系洗浄剤や酸性タイプの洗浄剤の製品容器には、「まぜるな危険」表示が大きく書かれています。また、例 2 の防水スプレーにも「注意；吸い込むと有害。必ず屋外で使用」との表示が書かれています。



塩素系製品の警告表示



防水スプレーの警告表示

どちらの事例も、製品に注意を促す表示があるにも係らず、それを守らずに事故に遭っています。このような実情の背景には、次のようなユーザー心理があるように思われます。

◆使い方の分かり切った製品の注意表示など気にしない。

初めて使う製品で、使用方法が良く分からない場合には、じっくりと製品表示を見るでしょう。しかし、使い方が分かりきっている製品ならば、すぐに使いたい気持ちの方が勝って、わざわざ製品表示を見たりはしないということです。

◆表示は目には入っているが、自分は大丈夫という根拠のない過信があり、行動に反映されない。

背景に、一般家庭用に売られている製品に、危険なものがあるはずがない。万が一のことが書いてあるのだろうが、普通はそんなことは起こらない、という心理があります。

また、製品表示を読もうと思っても、多くのことが小さな字でギッシリ書かれていて、読み難いという、ユーザーとしてもどうすることもできない事情もあります。では、どうしたらよいのでしょうか？ 製品表示は重要なことほど、大きくまた目立つように書かれています。見るポイントさえ掴んでいれば、重篤な事故は防ぐことが出来ます。ここでは、製品の注意表示を見るポイントに

ついて書いていきたいと思ひます。

シグナルワードに注目する

製品の表示には、製品情報（品名、用途、液性、成分、材質等）、使い方情報（使い方、使えないもの、使用量等）、安全性情報（使用上の注意、応急処置等）があり、実に多様な情報が記載されています。この中で、重篤な事故を防ぐために、特に注意喚起を促す目的で表示されるものを「警告表示」といひます。警告表示には必ずシグナルワードが入っています。それが「危険」、「警告」、「注意」の3つの言葉です。そして、危険>警告>注意の順で、もしも守らなかった場合に受ける可能性のある被害の大きさが変わってきます。シグナルワードの後には、簡潔な文章で、危険の種類、想定される結果、回避方法などが掲載されます。「危険」、「警告」、「注意」ではじまるメッセージは、その製品を安全に使うためにとても重要なことが書かれていると認識してください。

安全図記号に注目する

事故防止のために重要な事柄は、誰もが一目でわかる安全図記号で表示される場合があります。限られた表示スペースに効率的且つ分かり易く表示でき、日本語が読めなくても意味がわかるなどのメリットがあり、近年多用されるようになってきました。安全図記号は、かつてはそれぞれの製品で独自のものが使われていましたが、JISなどの標準規格でルールが決められ、最近はこのルールに則ったものが多くなっています¹⁾。大きく分けると、してないけなことを示す「禁止マーク」、注意することを示す「注意マーク」、必ず行なう（守る）ことを示す「指示マーク」があり、この中に内容を示すピクトグラム（絵文字）が入ります。



具体的な例（塩素系カビ取り剤）

塩素系カビ取り剤を安全に使用する時に注意すべきことは多数あり、製品表示に反映されています。特に重要と思われるのは事柄は、それぞれ警告表示や安全図記号で記載されています。

①塩素系カビ取り剤と酸性洗浄剤を混ぜると有害な塩素ガスが発生し、吸い込むと危険です。過去には、死亡事故も発生しています。

→警告表示「まぜるな危険」、安全図記号「酸性タイプと併用不可」

※「まぜるな危険」は家庭用品品質表示法で規定されている法定表示。

②強いアルカリ性で、皮膚や目を刺激し、損傷を与えます。特に目は失明に至ることがあります。

→安全図記号「目に注意」

③特有のニオイがあり、吸い込むと気分が悪くなることがあります。毎年、厚生労働省が発行している「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」等で事故事例が報告されています²⁾。

→安全図記号「必ず換気」

④子どもがいたずらしたりすると危険。手の届かない所に保管しましょう。

→安全図記号「子どもに注意」

製品表示、特に安全な使用に係るものはしっかりと読んでから使用するのが望ましいことは言うまでもありません。しかし、字が小さく読みにくいことも否めません。見るべきポイントを抑えて、柔軟に対応するのも賢い使い方と言えるでしょう。



参考にした情報 v

1) 新しくなります『安全図記号』、日本石鹼洗剤工業会

http://jsda.org/w/01_katud/antaikyo/JSDA_anzenzukigou.pdf

2) 「2016 年度 家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」を公表します、厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193024.html>



おいしい水



毎日、何気なく飲んでいる水。時と場合により、「おいしい」と感じたり、「不味い」と感じたりした経験はないでしょうか。今回は「おいしい水」に関するお話です。

1984年に厚生省（現厚生労働省）は「おいしい水研究会」を立ち上げ、おいしい水の必要要件を検討しています。その結果は、7つの要素にまとめられて公表されています¹⁾（表－1参照）。ここでは、「おいしい水」とは、「おいしく飲める水」のことであり、快適に、安心して飲める水のことでありと定義されています。これを見ると、蒸発残留物、硬度、遊離炭酸はどちらかという水の味を美味しくする要素で、多すぎても少なすぎても悪く、一定の範囲に含まれているのが良いとされています。これに対し、過マンガン酸カリウム消費量、臭気強度、残留塩素は少ないほど良く、水の味を損なわせる要素と言えそうです。また、水温は水を美味しく感じるための生理的な要素と言えそうです。

表－1 おいしい水の水質条件

水質項目	数値	概要
蒸発残留物	30～200mg	水が蒸発した後に残る物質で、主に無機塩類（ミネラル）の含有量。適度に含まれるとこくのあるまろやかな味になるが、多すぎると苦味、渋み、塩味を感じる。
硬度	10～100mg	ミネラル中のカルシウムとマグネシウムの含有量。多いものは硬水、少ないものは軟水と呼ばれる。一般に軟水はくせがなく、好き嫌いが出ないが、硬水は好き嫌いが分かれる。また、マグネシウムが多いと苦味がある。
遊離炭酸	3～30mg	水中に溶けている炭酸ガスの量。水に爽やか味を与えておいしくするが、多すぎると刺激が強くなりまろやかさが失われる。
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/L 以下	水に含まれるフミン質などの有機物の指標。多いと渋味を感じられる。
臭気強度	3 以下	水についている土臭、生ぐさ臭、カビ臭などの臭いの強さ。臭いが強いと、不快に感じられる。
残留塩素	0.4mg/L 以下	水に残留している殺菌用の塩素のこと。水道水には一定量保持されていなければならない。多すぎるとカルキ臭を与え、水の味を不味く感じさせる。
水温	最高 20℃以下	冷えた水は美味しく感じる。また臭いを感じ難くする。

かつて、1980年代に東京都など都市圏の水道水がまずいと話題になった時期がありました。東京都の水道水と言えば、かつて、金町浄水場の水は「日本一まずい水道水」という不名誉な称号を与えられましたが、それもいまや昔、順次水質改善が図られ、2013年には高度浄水処理設備の導入が完了し、いまやボトル詰めされ「東京の水」として、商品化されているほどおいしく変貌しているよう

です。高度浄水処理とはオゾン処理と生物活性炭処理を組み合わせたもので、従来、どうしても取り除けなかった極微量のトリハロメタンやカビ臭なども取り除くことができる優れたものです。

日本は水道水が直接飲める国として有名です。このような国は世界でも 15 カ国程度しかなく、それだけで稀有な存在と言えます。安全性だけでなく、おいしさもアピールできるのです。しかし、日本人の食習慣は大きく変化してきており、飲み水として、ボトル入り等のミネラルウォーターを飲む人が増え、水道水を飲用する人が減っているのは皮肉な現象です。東京都が、水道水と市販のミネラルウォーターの飲み比べテストを行ったところ、結果はほぼ半々に分かれ、水道水のおいしさはミネラルウォーターに遜色ない結果だったとのこと³⁾。水道水は不味いと思っている方は、一度飲み比べをしてみても如何でしょうか。水道水を見直す良いきっかけになるのではないのでしょうか。

アントニオ・カルロス・ジョビンが作曲したボサノバの名曲に、「おいしい水」があります。これは、思い焦がれる恋人の「愛」を、生きていくのに欠かせない「水」に例えて歌い上げた恋の歌です。人によって「おいしい水」の捉え方は様々です。

先日、学生時代からの古い友人に、「君にとって、忘れられないおいしい水ってあるかい？」と尋ねたところ、「中学生の時、夏休みに部活のサッカーで、練習が終わった後、水道の蛇口から直接飲む水は旨かったなあ」という答えが返ってきました。確かに、キラキラ照りつける太陽の下で、汗だくになって練習した後に飲む水は、冷たくて、身体に染み込むようで格別でした。また、その時の情景が、生き生きと思い出されて、懐かしくもあり、あの日に帰りたいという思いに駆られます。

「おいしい水」とは、誰しものが、人生のどこかで経験した懐かしい思い出と共にあるものかも知れません。あなたにとって、「おいしい水」とは何でしょうか？

参考にした情報

- 1) 「おいしい水について」, 水道協会雑誌, 第 54 巻, 第 5 号, 昭和 60 年 5 月
- 2) 「東京水飲み比べキャンペーン」の平成 29 年度実施結果をお知らせします。 東京都水道局
https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kouhou/campaign/jissi_jokyo5.html



化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
 - ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604
URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。